

# 消耗品ビジネスの攻防と特許権・ 独占禁止法

会員・久留米大学法学部教授 帖佐 隆

## 要 約

近時、インクジェットプリンターをめぐり、事務機メーカーとサードパーティーの間で係争があり、昨年一応の終結をみているようである。当該事件の対象は再生品ではなく、他の企業が自ら開発・設計したオリジナルのサードパーティー品である。したがって消尽理論の適否ではなく通常の特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈・クレーム該当性、特許の無効論といった争いになっている。

この訴訟では、特許権の権利行使を通じて独占を維持しようとする事務機メーカーと代替品を開発したサードパーティーの間での死力を尽くした攻防が見られ、非常に興味深い。

また、特許権と独占禁止法の関係といった法律上の論点が、上記係争において浮き彫りになったといえよう。

本稿は、筆者が知った範囲内のことではあるが、その事務機メーカーとサードパーティー企業の攻防についてその内容を紹介し、これについての検討を試みるものである。

## 目次

1. はじめに
2. 当事者
3. 対象特許権とその技術
  - (1) 対象特許権について
  - (2) かかる発明の意義
  - (3) 本件発明の意義（私見）
4. 事件の概観と無効論
5. 第一事件
  - (1) 侵害被疑物件
  - (2) 事件番号（訴訟番号）等
  - (3) 判決の内容
  - (4) 第一事件についてのコメント
6. 第二事件・第三事件
  - (1) 侵害被疑物件
  - (2) 事件番号（訴訟番号）等
  - (3) 上記二つの訴訟内容
  - (4) 第二事件・第三事件に関するコメント
7. 第四事件～独占禁止法事件
8. 考察及びまとめ
  - (1) 消耗品についての特許権権利行使と独占禁止法
  - (2) 携帯用ゲーム機との関係
  - (3) 再生品による参入と独自設計品による参入
  - (4) おわりに

## 1. はじめに

プリンターや複写機等の事務機の分野においてはインクやトナーといった消耗品が存在するが、このよう

な消耗品で利益を上げる消耗品ビジネスの手法なるものが存在するといわれる。ここではプリンターや複写機本体については比較的安価で提供し、固定ユーザーをつかんだうえで、その消耗品に高い利益率を乗せて販売する手法であると解される。消耗品は事務機本体のユーザーにとっては必要不可欠なものとなるから、繰り返し購入せざるをえないものとなる。これに対して比較的利益率の高い消耗品を販売すればきわめて安定した利益率の高いビジネスになると解される。

しかしながら、このような消耗品ビジネスというビジネスモデルを維持するためには、消耗品事業の市場における独占が必要不可欠である。もっとも、その消耗品は事務機メーカー側が最初に市場に投入できるし、また事務機メーカー側の都合によって仕様を決定できるため、最初は事務機メーカー側が優位に立つことが理解される、とはいえ、その消耗品が比較的長年にわたって必要とされるわけであるから、途中からは、サードパーティーが参入できる可能性が大にある。したがって、このサードパーティーを排除しなければ独占は達成できず、十分な利益を上げることができないといえる。消耗品事業は良い悪いは別にして安くした本体側のコストも回収しなければならない場合もあろうから、事務機メーカー側はぜひとも独占状態を維持したいところであろう。

しかしながら、理由なき独占は、独占禁止法に抵触しうることとなる。この消耗品についての競争は、事務機メーカーは自らが仕様を決定できるため、規制が一切ないとすれば意図的に消耗品を排除するための仕様を決定できることとなる。このことをいいことに理不尽なサードパーティー排除を行えば独占禁止法違反になりうると考えられている。したがって、事務機メーカー側は合法的な独占を模索することとなる。そこで、彼らは特許権等の工業所有権・知的財産権を使った独占を模索することとなる。たしかに独占禁止法 21 条には「この法律の規定は…特許法…又は…法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」と規定されており、特許権等による正当な権利行使は独占禁止法の禁止対象とはならない旨が規定されている。よって、事務機メーカー側は消耗品についていきおい特許権等を欲し、現にこれらの権利を得て独占を行うこととなろう。一方で、サードパーティー側がそこに参入しようとするならば、その特許権等の壁を打破しなければならない。

このような消耗品ビジネスについては、かつて事務機メーカーと再生品業者との間で、純正品の使用済品にインクを新たに充填した再生品（再生インクタンク）をめぐる事件があった<sup>(1)</sup>。この事件はいわゆる法律論としての消尽論を理由としたものであった。この事件は最終的に事務機メーカー側の勝訴となったが、その最高裁判決の射程はきわめて不明確であり、事実上その射程は上記事件のみであるように思われる。よって、同事件はメーカー側勝訴である割には、市場から同様の再生品が完全に消失してはいないように思われる。

そのような中、近時、再びインクジェットプリンターをめぐる、事務機メーカーとサードパーティーの間で係争があり、昨年一応の終結をみているようである。当該事件の対象は再生品ではなく、他の企業が自ら開発・設計したオリジナルのサードパーティー品である。したがって消尽理論の適否ではなく通常の特許権侵害訴訟におけるクレーム解釈・クレーム該当性、特許の無効論といった争いになっている。当該インクタンクにはおそらく相当数の特許権等が存在しており、その特許権等の徹底した回避を経て、当該他の企業が互換品を世に出したことに筆者はある種感銘を受けている。しかしながら、事務機メーカー側は、その状況を是とはせず、最終兵器として 1 つの特許権を

理由に、当該サードパーティー品の排除に動いたのである。

本稿は、筆者が知った範囲内のことではあるが、その事務機メーカーとサードパーティー企業の攻防についてその内容を紹介し、これについての検討を試みるものである。

## 2. 当事者

以下の事件に関する原告 X はキヤノン株式会社である。同社は、いわゆるインクジェットプリンターを製造・販売する企業である。同社はプリンターメーカーとして、国内・海外においてインクジェットプリンターについて大きなシェアを持つ企業である。

これに対して被告には複数の企業が該当している。まず、Y1 はエスター産業株式会社であり、インクリボンの製造販売、プリンター用インク補給装置の製造販売等を業とする会社である。同社は以下で述べる各訴訟においては、いわゆるサードパーティー品（互換品）の設計・製造等を行っている企業であると解される。

次に、Y2 は、株式会社プレジールである。同社はコンピューター及び周辺機器並びに部品の製造及び販売等を業とする会社であり、同社は以下で述べる各訴訟においてはいわゆるサードパーティー品（互換品）の販売を行っている企業であると解される。

その他、Y3 は株式会社サップであり、Y4 はオフィネット・ドットコム株式会社であり、Y5 は株式会社スリーイーコーポレーションであり、Y6 は株式会社エム・エス・シーである。これら企業は、Y1 が製造し、Y2 が一般に販売する互換品の流通等に携わっている。その他一部訴訟では Y7 としてエレコム株式会社が含まれる場合もある。なお、Y2 と Y6 は同一所在地にあり、Y3 と Y4 と Y5 もまた同一所在地にある。よって、それぞれは密接に関連する企業であることが窺える。

これら被告企業をあわせて本稿では Y らと呼ぶこととする。ただ、Y らと呼ぶ場合も、それぞれの訴訟によってサードパーティー側に若干の異同（概ね一致するのだが）があり、完全には一致しない場合がある。

## 3. 対象特許権とその技術

### (1) 対象特許権について

次に対象特許権であるが、本稿で掲げる一連の訴訟において、特許第 3793216 号特許権である。同特許権

以外は対象特許として挙げられていない。

同特許において、発明の名称は、「液体収納容器、該容器を備える液体供給システム、前記容器の製造方法、前記容器用回路基板および液体収納カートリッジ」となっており、優先日は平成15年12月26日、出願日は平成16年11月15日、そして登録日は平成18年4月14日となっている。

当該特許はYらが請求した無効審判中において訂正の請求を行っており、その訂正後の発明について最終的な係争が行われることとなった。その訂正後の特許請求の範囲のうち、訂正後の請求項1（訂正前も請求項1）、訂正後の請求項3（訂正前の請求項5）について一連の訴訟において係争がされている。

訂正後の請求項1は、

「複数の液体インク収納容器を搭載して移動するキャリッジと、

該液体インク収納容器に備えられる接点と電氣的に接続可能な装置側接点と、

前記キャリッジの移動により対向する前記液体インク収納容器が入れ替わるように配置され前記液体インク収納容器の発光部からの光を受光する位置検出用の受光手段を一つ備え、該受光手段で該光を受光することによって前記液体インク収納容器の搭載位置を検出する液体インク収納容器位置検出手段と、

搭載される液体インク収納容器それぞれの前記接点と接続する前記装置側接点に対して共通に電氣的接続し色情報に係る信号を発生するための配線を有した電気回路とを有し、前記キャリッジの位置に応じて特定されたインク色の前記液体インク収納容器の前記発光部を光らせ、その光の受光結果に基づき前記液体インク収納容器位置検出手段は前記液体インク収納容器の搭載位置を検出する記録装置の前記キャリッジに対して着脱可能な液体インク収納容器において、

前記装置側接点と電氣的に接続可能な前記接点と、

少なくとも液体インク収納容器のインク色を示す色情報を保持可能な情報保持部と、

前記受光手段に投光するための光を発光する前記発光部と、

前記接点から入力される前記色情報に係る信号と、前記情報保持部の保持する前記色情報とに応じて前記発光部の発光を制御する制御部と、を有することを特徴とする液体インク収納容器。」

となっており、訂正後の請求項3は、

「複数の液体インク収納容器を互いに異なる位置に搭載して移動するキャリッジと、

該液体インク収納容器に備えられる接点と電氣的に接続可能な装置側接点と、

該液体インク収納容器からの光を受光する位置検出用の受光部を一つ備え、該受光部で該光を受光することによって前記液体インク収納容器の搭載位置を検出する液体インク収納容器位置検出手段と、

搭載される液体インク収納容器それぞれの前記接点と接続する前記装置側接点に対して共通に電氣的接続し色情報に係る信号を発生するための配線を有した電気回路とを有する記録装置と、

前記記録装置の前記キャリッジに対して着脱可能な液体インク収納容器と、を備える液体インク供給システムにおいて、

前記液体インク収納容器は、

前記装置側接点と電氣的に接続可能な前記接点と、少なくとも液体インク収納容器のインク色を示す色情報を保持する情報保持部と、

前記液体インク収納容器位置検出手段の前記受光部に投光するための光を発光する発光部と、

前記接点から入力される前記色情報に係る信号と、前記情報保持部の保持する前記色情報とが一致した場合に前記発光部を発光させる制御部と、を有し、

前記受光部は、前記キャリッジの移動により対向する前記液体インク収納容器が入れ替わるように配置され、

前記キャリッジの位置に応じて特定されたインク色の前記液体インク収納容器の前記発光部を光らせ、その光の受光結果に基づき前記液体インク収納容器位置検出手段は前記液体インク収納容器の搭載位置を検出することを特徴とする液体インク供給システム。」

となっている。

これらの訂正後の2つの請求項は、訂正に係る無効審判（無効2009-800101号）の訂正を認めた請求不成立の審決（審決取消訴訟の確定による差し戻し後のもの）が確定したことにより平成23年12月26日に確定している<sup>(2)</sup>。

請求項1については、液体収納容器という物の発明であり、直接侵害として互換インクタンクに権利行使しうるものである。訂正後の請求項3については「シ

ステム」のクレームということで物の発明になるが、こちらのほうは、請求項1に該当するインクタンクはシステム発明に不可欠な物ということで間接侵害の対象（特101条2号）として互換インクタンクに権利行使しようと解されるところである。

## （2）かかる発明の意義

それでは、かかる発明の意義について考えることとする。X製のインクジェットプリンターには、1つのキャリッジ（インクタンクが搭載される台）に複数色のインクタンクが搭載され、その複数色のインクタンクに対応する吐出ヘッド（キャリッジに搭載されている）に制御信号を加えることによりインクを吐出させることで印画を行っている。そして、かかるキャリッジを水平方向に動かしながら吐出することによりX軸方向の走査、紙を送ることによりY方向の走査を行い、紙全体に印画を行う。

このようなプリンターにおいては、適切な色に係るインクタンクが本来的に搭載されるべき位置に搭載されなければ適切な印画が行えない。したがって、インクタンクが本来の位置に装着されているかを検出する必要がある。

本発明は、それぞれの色のインクタンクにLEDを搭載する一方で、プリンター本体の所定の位置に1つ受光センサー（受光素子・受光手段）を搭載し、キャリッジを動かしながら、LEDを発光させ、これを受光センサーで検出することにより、インクタンクが正しい位置に装着されていることを検知しようというものである。

加えて、かかるLEDは他の用途もある。LEDは光っていることが人間の目によっても認識されるので、交換に係るインクタンクを光らせることにより、ユーザーに交換させるべきインクタンクを知らせる働きがある（明細書0114、0117段落）。もうひとつはインク残量検知の役割である。すなわち、LEDがインクの方に向けて光ることによりその反射や透過でインク残量の検知ができる、ということがあると思われる（明細書0083段落参照）。これら複数の用途を兼用している点で本件発明の意義が認められたと解される。

## （3）本件発明の意義（私見）

しかしながら、私見であるが、純粋な技術的見地からいえば本件発明の意義に疑問を感じないでもない。その理由であるが、インクタンクの誤挿入を検知するのであれば、LED及び受光センサーは不要であるよ

うに思われるのである。所定の色のインクタンクが本来あるべき位置にキャリッジを移動させ、LEDを光らせ、光ったことを受光センサーで検知し、光らせた色のインクタンクが装着されるべき位置にあるかどうか確認するのが当該発明である。しかしながら、そのようなことをしなくても、各色のインクタンクにつき1ビットの電気的な装着信号を用意すればよいということはないだろうか。すなわち、例えば、ある色のインクタンクが装着されたときにその通電によりロジックLowを、装着されないときにロジックHighを出すといった回路を追加すれば足りるのではないかと思われる、そちらのほうがはるかに容易であり、かつ簡易な構成になると思われるのである。

この点、当該明細書にも関連する記載はあり、「このような信号線をインクタンクもしくは搭載位置ごとに個別なものとする構成は、信号線の数を増すものである。」（明細書0009段落）という。すなわち、当該明細書はインクタンクごとに信号線を独立させる構成を念頭において述べているが、筆者がいう方法であっても色ごとに装着信号を持たなければならず、信号線の追加があるのは間違いない。この点、明細書は信号線を少なくすべく、共通バス方式を用いる旨をいう。

しかしながら、たとえ明細書がいう共通バス方式にしたとしても、メイン基板とキャリッジの間にはもともと信号線が存在し、ここにケーブルを敷設することは避けられないのであるから、そのケーブルに含まれる線（信号）の数が増えてもコスト増はきわめて小さいか、あるいは、ないに等しいものとなるのではなかろうか。加えて構成もそんなに煩雑なものになるとは思えない。もともとケーブルが存在しない中で、これらの装着信号のためのケーブルが追加になるのであれば相当な負担であるが、もともとケーブルがある中でこれらの装着信号の本数を追加するのであれば、例えば色情報が4色であれば追加信号4本、5色であれば5本、8色であれば8本なのであるから、負担はそんなには大きくないのではないかと思うのである。そして、重要なこととして本体側に受光センサーを1つつけなければならず、また、インクタンクには必ずLEDをつけなければならず、これが色の数だけあるのであるから、LEDの他の用途はあるのかもしれないが相当なコストアップとなろう。そう考えると装着信号を持たせるほうがメリットは大ではないかと考えてしまうのである。

また、認識のための処理も本件明細書の場合は、キャリッジを動かして点灯し受光センサーで読みとるといった動作を繰り返さなければならないのに対し（光照射処理）、筆者が述べる方法では当該着脱ビットを読み取り、簡易な比較演算作業を行えば足りる。したがって、この点でも本件明細書の処理のほうが面倒であったりするのではないかと思うのである。

よって、このように考えると筆者は、純粋な技術的見地からいえば、あえてこのような構成とすることにやや疑問を感じるのである。

また、インクタンクが光るという構成も、パソコン側に問題となっているインクタンクの色を知らせれば必ずしも必須ではないし、インクタンクが光らない機種種のプリンターも現に相当数ある。また、インク残量検知もLEDが各色にひとつづつしているだけではさして精密なインク残量検知はできないと思われる。この点インク残量検知については、各インクタンクのインク吐出量を計算したものをインクタンクのメモリーに記憶する方法で検知する方法がある（明細書0083段落）。インクの残量検知についてはそちらのほうがメインで光での残量検知は補完的なものではないかと推測されるのである。また、光での残量検知を行っていない機種もあり<sup>(3)</sup>、また、インク吐出量計算と光での検知と両方併用していると発表されている機種もあり<sup>(4)</sup>、そのように考えれば、LEDによるインク残量検知も必ずしも必須のものではなさそうである。

加えて、インクタンクをLEDによって光らせるという構成をとるにしても、このLEDで受光素子によるインクタンクの位置検出を行わなければ本件特許権の技術的範囲に入らないのであるから、回避は容易であり、むしろ回避する構成のほうが自然であるくらいである。

このように考えると、本発明の構成は、競合プリンターメーカーにとっては、あまり脅威ではない。むしろ遠回りな方法を使っているのではないかとさえ思われるのである。しかしながら、本件のようなインクタンクの互換品メーカー（サードパーティー）に対して権利行使をするうではきわめて有効な特許権である。ということはいえるのではないだろうか。

#### 4. 事件の概観と無効論

それでは、以下に、XとYらの攻防について順を追ってみたい。なお、以下の攻防については侵

害事件と独占禁止法事件について述べ、無効審判の事件についての詳細は省略したいと思う。しかしながら、Yらは当然のごとく下記とは別に無効審判の請求も行っており、Yらを請求人とするXの当該特許（特許第3793216号）に対する無効審判としては、①無効2009-800091号（但し、請求人はY1の内部自然人名義）、②無効2009-800101号<sup>(5)</sup>、③無効2009-800141号、④無効2011-800230号、⑤無効2012-800017号、⑥無効2012-800068号、といった審判が請求されている。このうち、①は請求不成立の審決でそのまま確定している。②はこの無効審判内で訂正請求がなされたが、訂正を認めたくえで特許無効の審決がなされた。これに対しXが審決取消訴訟を提起したところ、審決が取り消され、差し戻し審決で訂正を認めたくえでかろうじて請求不成立となっている<sup>(6)</sup>。しかし、ここでは訂正がなされ、その結果、特許請求の範囲が減縮（一部につき減縮かどうかYらは争ったが）されることを余儀なくされたといえる。③は請求不成立の審決でそのまま確定している。④は請求不成立の審決の後、審決取消訴訟に継続していたが、後述する和解等手続の一環として審判請求取下げで終了している（この他にもオーム電機株式会社や外国企業からの無効審判があるが結局請求不成立となっている。その他X自ら訂正審判の請求も行っているがこれについては請求取下げとなっている。）。

このように、本稿では特に記さないが、無効審判及びこれに対する審決取消訴訟においても激しく争っており、当然のことながら、下記の侵害訴訟においても、無効論は当然主張されているところである（特許法104条の3）。しかしながら、侵害訴訟の中での無効論もまた省略することとし、下記各事件においては侵害論のみに焦点をあてることとすることをご容赦願いたい。

一方、侵害事件においては、筆者が把握しているもので、第一事件、第二事件、第三事件と係属したといえよう。かかる第一事件、第二事件、第三事件は、Yらの製品単位で訴訟も分かれているため、筆者もこれに従って分類することとした。そして最後に第四事件として独占禁止法事件もあるため、これもご紹介する。なお、当該第四事件（独占禁止法事件）は一連の訴訟の中で筆者として一番興味深く感じられた訴訟であるが、これもまた考察してみたいと思う。

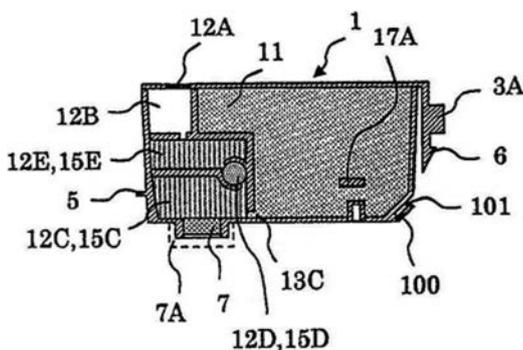
## 5. 第一事件

まずは第一事件<sup>(7)</sup>について検討を加えたい。対象となる原告特許権は上記の特許第 3793216 号特許権である。第一事件の訴状の提出はいずれも東京地裁に平成 21 年 2 月 6 日になされており、平成 23 年 9 月 29 日に最高裁で棄却・不受理の決定がなされ、X 勝訴で確定している。

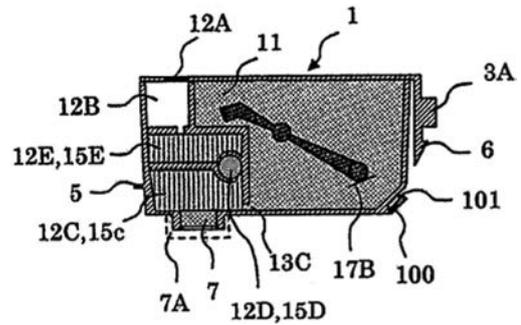
### (1) 侵害被疑物件

第一事件は、侵害被疑物件の物件目録(1) (以下本稿では「侵害被疑物件(1)」とする。)として、「Plaisir」, 「PLE-C09B」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-9BK 互換」～色「ブラック」のインクタンク商品である。また、侵害被疑物件の物件目録(2) (以下本稿では「侵害被疑物件(2)」とする。)として、①「Plaisir」, 「PLE-C07EB」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eBK 互換」～色「ブラック」, ②「Plaisir」, 「PLE-C07EY」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eY 互換」～色「イエロー」, ③「Plaisir」, 「PLE-C07EM」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eM 互換」～色「マゼンタ」, ④「Plaisir」, 「PLE-C07EC」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eC 互換」～色「シアン」, ⑤「Plaisir」, 「PLE-C07EPM」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7ePM 互換」～色「フォトマゼンタ」⑥「Plaisir」, 「PLE-C07EPC」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7ePC 互換」～色「フォトシアン」である。

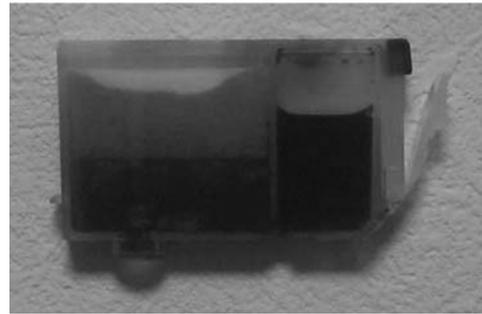
かかる侵害被疑物件(1)及び侵害被疑物件(2)であるが、次のような形状をしているものである。下に判決付属の物件目録からそれぞれ引用する。また、参考画像として、X のインクタンクの純正品である BCI-7eY の写真も下記に示す (撮影筆者)。



(図1) 侵害被疑物件(1)



(図2) 侵害被疑物件(2)



(写真1) 参考～X製の純正品たるインクタンク(液体収納容器)(筆者使用中のもの)

上記図1が、侵害被疑物件(1)であり、上記図2が侵害被疑物件(2)である。また、比較のためX製の純正品たるインクタンク(液体収納容器)を写真1として上に示した。まず、Xの純正品と比べて液室の形がまず異なる。しかもX製のインクタンクよりも形状がやや複雑な感があり、液室の形についてのみいえばコストが余分にかかりそうである。

また、液室の構造については、侵害被疑物件(1)も侵害被疑物件(2)も同じ形であるといえよう。

ところが、侵害被疑物件(2)は、液室の中に、いわゆるタツノオトシゴのような形状をした部材が構成されているのが目をひくところである。これはXの純正品の構成にはない。

X製のインクタンクであるが、単にインクをためておくところだけでなく、安定的に一定の圧力でインクをヘッド方面に送らなければならないということがある。その反面、あまりにも圧力を高くしてヘッドに送るとインク漏れを起こす。また、輸送中のインク漏れを防止する等の工夫も必要であろう。よって、これらの対策がインクタンクには必要であるが、そのあたりには当然に相当数のXの特許権が存在すると思料される。そしてYらは当然のことながらかかる特許権に係る特許発明を実施するわけにはいかない。したがって、これらの諸問題をすべて代替技術で解決することがY1には求められるわけである。この点、上記

侵害被疑物件(1)(2)はインクタンク内部の構成はXの構成とはかなり異なることが上記両図からみてとれるところである。

その結果、液室の配置、スポンジ状の部材の配置、その他構成をまったくかえたくえで同様の機能をもたせるインクタンクをY1は完成したわけであろう。そして、その機能を充足させるために代替技術として、(2)の物件には、Xの構成にはないタツノオトシゴ状部材まで登場したのだと思われる。この点、Y1の努力と、その機能を他の方法で実現した上記物件(1)(2)の構成には筆者は大いに感銘を受けるところである。まさに頭の下がる場所である。しかしながら一方で、かかるY1の努力はXの特許網をかいくぐるだけの努力ともいえ、ある意味つらい努力でもあり、また、特許法の目的に合致した努力なのだろうかとも考えてしまうところである。

## (2) 事件番号(訴訟番号)等

次に事件番号(訴訟番号)であるが、原告Xは被告Y1～Y6に対してそれぞれ別々に提訴しており、それぞれに事件番号(訴訟番号)が付されている。とはいえ、対象物件はまったく同じである。Y1を被告とする事件は、東京地裁平成21年(ワ)第3529号であり、これについては独立して審理が行われていて独立して判決が出されている。一方、Y2を被告とする事件は、東京地裁平成21年(ワ)第3538号であり、Y3を被告とする事件は同3527号であり、Y4を被告とする事件は同3528号であり、Y5を被告とする事件は同3530号であり、Y6を被告とする事件は同3539号である(Y7は第一事件には登場していない)。このうち、Y1を被告とする事件は単独で行われたのに対し、Y2からY6までを被告とする事件は併合して行われたようである。これらの判決は前者後者ともに東京地裁民事47部で平成22年6月24日に行われており、まったく同一の合議体(阿部正幸裁判長他2名)で行われている。

一方、二審での事件番号(訴訟番号)であるが、東京地裁平成21年(ワ)第3529号に対する控訴審は、知財高裁平成22年(ネ)第10063号となっており、東京地裁平成21年(ワ)第3538号以下の控訴審は一本化されて知財高裁平成22年(ネ)第10064号となっている。これらの判決は前者後者ともに知財高裁第2部で平成23年2月8日に行われており、まったく同一の合議体(塩月秀平裁判長他2名)で行われている。

なお、両判決はいずれも上告されているが、いずれ

も最高裁では棄却・不受理の決定がなされており、Xの勝訴で確定している。前者の事件番号(訴訟番号)は最高裁第一小法廷平成23年(オ)第912号・平成23年(受)第1028号であり、後者の事件番号(訴訟番号)は最高裁第一小法廷平成23年(オ)第911号・平成23年(受)第1027号である。これらの決定は前者後者ともに平成23年9月29日に行われており、同じ第一小法廷で行われている。

## (3) 判決の内容

### ①一審判決

判決はY1への第3529号判決とY2らへの第3538号等判決と二つがあるが、同一裁判体で行われており、双方の判決内容は概ね同じである。両判決とも、侵害被疑物件(2)については、Xの主張をほぼ認容し、まず請求項1に対してXの対象特許権の訂正後の特許請求の範囲に含まれ、また訂正後の請求項3に対してXの対象特許権の訂正後の特許請求の範囲の間接侵害品であるとして、特許無効もなく、特許権侵害である旨の判断がなされた。

一方、今回、Xは、侵害品であると掲げながらも侵害立証をせず、取り下げは被告が同意しなかったため、侵害被疑物件(1)については非侵害の判決となった。

また、独占禁止法違反についても争いとなったが、判決は、『原告のかかる行為は、技術的必要性という合理的な理由に基づくものといえる。』(第3529号判決。第3538号等判決も同趣旨。)として、独占禁止法違反との原告の主張を退けている。

その他、請求項3のシステム発明については、本体側が消尽している以上、インクタンク側は間接侵害品とはならないとの主張もなされたがこれも排斥されている。

### ②二審判決

判決はY1を控訴人とする第10063号判決とY2らを控訴人とする第10064号判決と二つがあるが、同一裁判体で行われている。両判決とも、Yらの控訴を棄却し、Xの主張を認容する原審を支持し、侵害被疑物件(2)について原審同様侵害であるとした。Xは控訴をしておらず、侵害被疑物件(1)については審理の対象とはなっていない。双方のそれぞれの判決にはそれぞれの裁判での高裁における主張の判断がなされているが、いずれも控訴棄却の理由については原審を引用している点で同じである(システム発明については引用していない)。

なお、両訴訟において、Yらが控訴審第2回口頭弁

論期日において、X 製インクジェットプリンタを使用した新たな実験に基づいて、インクタンク（フォトシアン）が本件訂正発明の技術的範囲に属しないと主張を追加し、実験報告書を提出しようとしたが、時機に遅れた主張であるとして却下されている（民訴法 157 条）。

#### （４） 第一事件についてのコメント

##### ①総論

第一事件についてのコメントであるが、無効論については省略するが、侵害論については、インクタンクが装着されるプリンターが X の当該特許権の特許発明の実施品であること、及び、裁判所による Y らのインクタンクの構成についての事実認定が正しいことを前提とすれば、Y らが当該インクタンクを製造・販売等する行為が X の特許権の侵害であるとの裁判所の判断は地裁・高裁ともに、特許権侵害の考え方を原則どおりに捉えるのであれば、妥当であると筆者は考えるところである。

##### ②独占禁止法との関係

とはいえ、裁判所による、独占禁止法についての Y らの主張に対する説示については少々考えなければならぬのではないかと。というのは、当該特許権の特許発明の内容はプリンター本体側とインクタンク側の電氣的・光学的インターフェースに関するものである。そして、その電氣的・光学的インターフェースがそのまま X のプリンターの仕様になっているのであるから、その仕様を満たさなければプリンターが動作しないのである。したがって、互換品を世に出そうとすれば、X のプリンターが X の特許権の実施品であるかぎり、形式的には必ずそれは X の本件特許権の侵害となってしまうのである。

そのように考えると、X の本件特許権は、特許権としての意義をひとまず措くとすれば、かつて独占禁止法違反であるとして公正取引委員会が指摘した行為である<sup>⑧</sup>、純正品トナー以外は受け付けない旨のチップを本体側に搭載することと、結局、同様の機能を持つこととなる。すなわち、「物理的に」ではないが「法的に一律に」他社による互換品を排除することが可能になるのである。

これに対して裁判所は、『原告のかかる行為は、技術的必要性という合理的な理由に基づくものといえる』（3529 判決。3528 等判決も同旨。）という。上述のとおり、独占禁止法 21 条は特許権の権利行使を保障し

ており、この点からみれば、本件は特許権の権利行使であり、妥当だということになるのであろう。

しかしながら、いくら技術的必要性があるからといって、必ず競争者を排除できるインターフェース発明について独占禁止法 21 条を根拠として、一律にそのまま排除を認めてよい、とするのは若干問題があるのではないかと。つまり競争者にとって代替技術を開発する努力の行いようがない発明についても特許による排除を認めてよいか、というのは考えなければならぬのではないかと。

この点、X の特許権として、例えば X の別件特許権侵害訴訟であるインクタンク事件<sup>⑨</sup>の対象特許はインクタンク内のスポンジを二枚重ねにしてインクを充填する発明<sup>⑩</sup>であるが、このようなものについては権利者側による権利行使は当然認められるべきものである。これらはたとえ競争者を排除することになっても相手側の努力によって代替技術を使用する余地があるからである。そして現に今回 Y1（Y ら）は自らの努力によって代替可能な特許権に対しては代替技術（別技術）を創出してきたのである。

しかしながら、電氣的・光学的インターフェースとなると、その X の特許権どおりに設計しなければ動作しないのであるから、そのとおりにしなければ参入不可能である。したがって、ここはいくら独占禁止法 21 条があるからといっても、独占禁止法との調整について何らかの検討が必要ではないかとも思うのである。この点、裁判所にはもう一歩言及して欲しかった。判旨はあまりにも原則論にすぎるからである。

次に、もうひとつの問題として、仮にインターフェース発明に係る特許が代替品を排除することについては独占禁止法的に問題がないとしても、対象特許の発明としての技術的価値に疑義があったり、代替技術が存在するのにあえて参入しにくくなるような手段を使用したりしていることについて検討は加えなくてもよいのであろうか。

今回、X の発明が、ある意味退歩的発明ともいえる（これは筆者の主観ともいえるが、上述の 3 (2) を参照されたい。）ことについて考えなくてもよいのであろうか。すなわち、より容易な代替技術がありうると考えられる中であえて参入しにくくなるような手法、そして逆にやや複雑な手法を選択し、これを発明として特許権を取得し、実施した場合である。つまり LED を光らせてこれを受光して着脱を判断するなどという

ことをしなくても、装着を電氣的に検知すれば容易に着脱は判断できるのではないかと疑義があるのである。むしろ代替技術のほうが容易かつ自然なように思われるのである。

このようなものであっても、特許権を取得できさえすればインターフェースについての部分等について競合他者を排除できるというのであれば、不合理な結論とはならないか。すなわち、あえて退歩的な技術を利用しても、また、意図的に第三者の排除のみを意図した発明でも、技術的課題と効果を後付けすることができれば（少なくとも形式的には）特許権を取得でき、回避不能な技術をもって第三者を排除できるということになる。このことは果たして妥当なことなのだろうか。

とはいえ、このような技術的価値の判断を司法で行うのであれば、特許権として国家が行政処分を行ったものについて、その技術的価値の大小を裁判所が判断することとなる。このような技術的価値の大小を判断して裁判所が判決の結論を左右させることが果たして適切か、という問題もまた生じうる。

したがって、この点については、まだ筆者も解は持たえていない。非常に難しい問題であり、今後の課題としたい。

### ③その他

あと、二審（控訴審）において、Yらによってなされた主張が時機に遅れた主張であるとされ、却下とされた部分があり、この部分についてはいずれの訴訟でも判断されなかった。しかし、これらは結局、後述の第二事件や第三事件で主張されることとなり、これがその後の帰趨に関係することとなったと考えられる。後述の第二事件や第三事件について参照されたい。

## 6. 第二事件・第三事件

次に、第二事件および第三事件について論評を加えたい<sup>(11)</sup>。第二事件と第三事件は概ね同時期に並行して進行しているため、項を同じくしたい。第二事件は、訴状の提出が平成23年4月4日となっているのに対し（東京地裁）、第三事件は訴状の提出が平成23年4月25日となっている（東京地裁）。この時期は第一事件について高裁判決（平成23年2月8日）があった後であり、まだ最高裁に上告審が係属している最中であるが、Xとしては、第一事件の方向性が見えたとして第二事件・第三事件の提訴に踏み切ったのであろうか。

これら第二事件・第三事件は判決には至らず終了し

ており、両事件とも判決が裁判所ホームページや判例集には掲載されることはない。第二事件は裁判上の和解により終了しており、第三事件は訴訟の取下げ（被告の同意あり）ということで終了している。ここで第三事件の訴訟の取下げは後述する第四事件とともに第二事件の和解内容に含まれていると推測される（第三事件の取下げは第二事件の和解成立と同日であり、第四事件は翌日である）。しかしながら、和解条件は公表されておらず、その内容は不明であり、外部からは推測するしかない。なお、第二事件の和解成立及び第三事件の訴訟取下げは平成25年5月22日である。

両事件とも第一事件同様、対象となる特許権は特許第3793216号特許権である。

### （1）侵害被疑物件

#### ①第二事件

第二事件では、侵害被疑物件の物件目録(1)（以下本稿では「侵害被疑物件(1)」とする。）として、①「Plaisir」, 「PLE-C07EB」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eBK 互換」～色「ブラック」, ②「Plaisir」, 「PLE-C07EY」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eY 互換」～色「イエロー」, ③「Plaisir」, 「PLE-C07EM」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eM 互換」～色「マゼンタ」, ④「Plaisir」, 「PLE-C07EC」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eC 互換」～色「シアン」, ⑤「Plaisir」, 「PLE-C07EPM」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7ePM 互換」～色「フォトマゼンタ」⑥「Plaisir」, 「PLE-C07EPC」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7ePC 互換」～色「フォトシアン」である。つまり第一事件の侵害被疑物件の物件目録(1)と型番が同じなのである。物件の図面をみるかぎり、物件の外形的構成についても第一事件の物理的構成とほぼ同じであると解される。

型番が同じである物件についてなぜ第二次訴訟が提起されるのかは、判決文が存在しないこともあり、確認していない。第一事件では差止請求のみの請求だったので損害賠償請求がなされたのであろうか。それとも差し止めの範囲に遺漏があったのであろうか。それとも被告のインクタンクに若干の微修正が施されたのであろうか。筆者の取材不足であるということでお許しいただきたい。

#### ②第三事件

これに対して、第三事件では、侵害被疑物件の物件

目録(1) (以下本稿では「侵害被疑物件(1)」とする。)として、①「Plaisir」, 「PLE-C321B」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-321BK 互換」～色「ブラック」, ②「Plaisir」, 「PLE-C321Y」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-321Y 互換」～色「イエロー」, ③「Plaisir」, 「PLE-C321M」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-321M 互換」～色「マゼンタ」, ④「Plaisir」, 「PLE-C321C」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-321C 互換」～色「シアン」, ⑤「Plaisir」, 「PLE-C321GY」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-321GY 互換」～色「グレー」である。これらはいずれも BCI-321\*\* シリーズのインクタンクの互換品として登場してきたものであろう。

また、侵害被疑物件の物件目録(2) (以下本稿では「侵害被疑物件(2)」とする。)として、①「Plaisir」, 「PLE-ZC321B」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-321BK 互換」～色「ブラック」, ②「Plaisir」, 「PLE-ZC321Y」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-321Y 互換」～色「イエロー」, ③「Plaisir」, 「PLE-ZC321M」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-321M 互換」～色「マゼンタ」, ④「Plaisir」, 「PLE-ZC321C」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-321C 互換」～色「シアン」, ⑤「Plaisir」, 「PLE-ZC321GY」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-321GY 互換」～色「グレー」であり、これらは別シリーズの BCI-321\*\* シリーズのインクタンクの互換品のうち、インクの増量シリーズであるという。

加えて、侵害被疑物件の物件目録(3) (以下本稿では「侵害被疑物件(3)」とする。)として、①「Plaisir」, 「PLE-ZC07EB」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eBK 互換」～色「ブラック」, ②「Plaisir」, 「PLE-ZC07EY」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eY 互換」～色「イエロー」, ③「Plaisir」, 「PLE-ZC07EM」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eM 互換」～色「マゼンタ」, ④「Plaisir」, 「PLE-ZC07EC」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7eC 互換」～色「シアン」, ⑤「Plaisir」, 「PLE-ZC07EPM」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7ePM 互換」～色「フォトマゼンタ」⑥「Plaisir」, 「PLE-ZC07EPC」, 「キヤノン用インクカートリッジ BCI-7ePC 互換」～色「フォトシアン」である。これらは第二事件のインクタンクの互換品のうち、インクの増量シリーズであるということとなろう。

### ③提訴に関するコメント

以上の第二事件・第三事件の侵害被疑物件であるが、結局は、筆者が述べてきたとおり、特許権が電氣的・光学的インターフェース部の発明なのであるから、X 製のプリンターに搭載しなければならない以上、これら物件の X 製のプリンターとのインターフェース部は同様の構成にならざるをえず、X のプリンターが本件特許権の実施品であるかぎり、形式的には特許権侵害となることが不可避であることが予想される。

#### (2) 事件番号(訴訟番号)等

次に事件番号(訴訟番号)等であるが、第二事件については、原告 X は被告 Y1～Y6 に対し、6 社まとめて被告として、ひとつの訴訟で提訴している。対象物件は上記(1)①のとおりであり、東京地裁平成 23 年(ワ)第 10909 号である。

また、第三事件については、原告 X は被告 Y1～Y6 に対し、新たに Y7 (エレコム株式会社)を加え、7 社まとめて被告として、ひとつの訴訟で提訴している。対象物件は上記(1)②のとおりであり、事件番号(訴訟番号)は東京地裁平成 23 年(ワ)第 13591 号である。ちなみに第二事件は東京地裁民事 29 部に係属しており、大須賀滋裁判長の合議体担当となっている。第三事件は東京地裁民事 47 部阿部正幸裁判長からその後高野輝久裁判長の合議体担当となっている。

#### (3) 上記二つの訴訟内容

##### ①事件の争点

上記二つの訴訟であるが、これらの訴訟では、結局、概ね第一事件同様の侵害論と、可能なかぎりの無効論、等が展開されたようである。しかしながら、第一事件の高裁判決で時機に遅れた主張であるとして却下された部分があるのは述べたとおりだが、かかる第二事件と第三事件で大きかったのは、Y らは、かかる主張を冒頭から主張した(主張できた)ことであろう。結果、この主張が裁判の帰趨に大きな影響を与えたのではないとも考えられる。第一事件は X にとってほぼ完全勝訴であるのに対し、同様の特許権、同様の侵害被疑物件で、第二事件・第三事件は、おそらく逆の結果(敗訴的和解)に終わっており、結果、逆に第二事件・第三事件が提訴されたことにより逆転したといえる部分はないだろうか。(もっとも第二事件・第三事件を X が提起しなければ排除できない部分があったからこそこの提訴ではあると考えられるのである。)

第二事件・第三事件で主張された、その第一事件で

の時機に遅れた主張とはなにか、という点、結論からいえば、Xのプリンター本体のほうがXの特許権に係る実施品でないのではないか、との旨の主張である。このあたりが本事件の興味深いところである。通常、侵害事件といえば、被告側の構成についての議論が中心となるはずである。だがここではXのプリンター本体の構成が問題となったのである。つまり、Xのプリンター本体がXの本件特許権の構成要件を充足せず、権利範囲に含まれなくなれば、その結果、Yらの製品は特許権非侵害になるのである。

すなわち、請求項1では、いわゆる「おいて書」の部分においてプリンター本体のことが記載されている。すなわち、「…を検出する記録装置の前記キャリッジに対して着脱可能な液体インク収納容器において、…」とあるわけであるから、「…を検出する記録装置」の部分がXのプリンター本体のことであり、インクタンクが侵害品であるためにはプリンター本体のほうが実施品でなければならない。一方、訂正後の請求項3では、本体部分とインクタンク部分を組み合わせたシステム発明(物の発明)としてのクレームであり、その間接侵害品としてYらの互換品の特許権侵害が問われているのである。したがって、同クレーム内のプリンター本体部分の記載がやはり実施品としてプリンター本体側で充足されていなければならないのである。そのうえで、Yらは、実験の結果、Xのプリンター本体が当該特許権の実施品ではないというのである。その結果、Yらは、Yらのインクタンクは請求項1も(訂正後の)請求項3も侵害するものではないと主張するのである。この点、実に興味深い展開であり、ユニークな展開であると筆者は感じるところである。その点、Xに見落としがあったのかもしれないし、逆にずっと隠してきたのかもしれない。

そして、その実施品でないとの主張の内容であるが、問題となったのが、請求項1及び(訂正後の)請求項3のいずれにもある「対向(する)」の文言である。ちなみに、この「対向(する)」の文言であるが、訂正前の請求項1にも訂正前の請求項5(訂正後の請求項3)にも含まれていない。この点で、無効論において、Yらが渾身の力で無効理由を探し出し、無効審判において訂正を行わせた<sup>(12)</sup>ことが一応の成果を見たことになる。

そして、Yらが突きつけたのが、Xのプリンター製品における、いわゆる光照合処理(光の照合による着

脱検知)の挙動についての実験結果である。すなわち、キャリッジを横方向に移動させながら、それぞれの色のインクタンクのLEDを順次点灯させながら1つの受光素子で順次受光して、これらの発光をそれぞれ順に本体側の1つの受光手段で検知するのだが、実験の結果、Yらは「対象となるプリンターでは、最後の色のインクタンクのLEDは、その受光手段に向かい合う(対向する)位置に来ない。」という旨を実験結果として突きつけてきたのである。

おそらくXのプリンターの実機では同時に二色発光させたりすることによりその光量の和差算などで各色すべての着脱の有無を検出し、検出時間の短縮をはかっているようだ、というのである。そして、光照合処理における最後の色のインクタンクについては、受光素子に直接向かい合う位置に来ない、との旨について実験結果を付して主張したのである。Xもその点については認めていたようである。

そこで論点となるのが、「対向(する)」の語の解釈である。ちなみにデジタル大辞泉によれば、「対向」とは「互いに向き合うこと。」とあり<sup>(13)</sup>、大辞林 第三版によれば、「対向」とは「向き合うこと。」<sup>(14)</sup>とある。これらの辞書的意味からすれば、対峙する位置関係が正面であることが必要ではあるようだが断定まではしにくいところである。しかし、類語例解辞典<sup>(15)</sup>によれば、「対向(たいこう)」「向かい合わせ(むかいあわせ)」「対面(たいめん)」の三語の「共通する意味」として「二つの物が、互いに正面同士になるような位置を占めること。」とある。また、「使い分け」として『「対向」は、現在、正面同士の位置にあり…(以下略)…』とし、「対向」であることの要件として、正面同士にあることを要求しているように見える。

加えて、本件特許権(特許第3793216号特許権)では、実施例としては、あきらかに、すべての色についてLEDと受光部(受光手段・受光素子)が正面どうしに向かい合わせとなり1色ずつ発光させて受光し、着脱の誤りを検知する方法しか記載されていない。

とはいえ、特許権の権利範囲について実施例に限定させなければならないいわれもない(特70条1項)。Xはこの点反論していたように思われる。

しかしながら、明細書の記載によれば、『最初に、イエローインクのインクタンク1Yが装着されるべき位置のインクタンクが第1受光部210に対向する位置で、インクタンク1YのLED101を発光させる』、

『マゼンタインクのインクタンク1Mが装着されるべき位置のインクタンクが第1受光部210に対向する位置で、インクタンク1MのLED101を発光させる』とあり、対応する図29には、LEDと受光部が正面で向かい合っている図が記載されているのであるから、この明細書における意義としては、「対向」とは向かい合う場合に限られそうである。

また、さらに、明細書の記載によれば、『マゼンタインクのインクタンク1Mが装着されるべき位置にシアンインクのインクタンク1Cが誤って装着されているときは、第1受光部210に対向しているインクタンク1CのLED101は発光せず、別の位置に搭載されているインクタンク1MのLED101が発光する』、『シアンインクのインクタンク1Cが装着されるべき位置にマゼンタインクのインクタンク1Mが誤って装着されており、第1受光部210に対向しているインクタンク1MのLED101は発光せず、別の位置に搭載されているインクタンク1CのLED101が発光する。』とある。図30も参照して考えるならば、ここでの「対向」とは直接正面で向かい合う位置を指しており、斜めの位置関係の場合は「別の位置」の語が明細書に書かれているのである。すなわち、斜めの位置関係のことは「対向」とは述べていないことが明らかなのである。そうすると、「対向」とは直接向かい合う位置でなければならず、斜めの位置関係では不可であるように明細書では定義されているように思われるのである。このことから考えると、明細書の記載及び図面を考慮して用語の意義を解釈するならば(特70条2項)、本件特許権における特許請求の範囲(請求項1と請求項3)がいう「対向」の意義としては直接正面で向かい合う位置でなければならぬと解される。

しかし、それをもってしてもなお、上記請求項1と請求項3の解釈には侵害／非侵害、両方の解釈論が成り立ちうる可能性はあるのかもしれない。両請求項とも「対向する前記液体インク収納容器が入れ替わるように配置され」であるため、複数色のうち1色は受光素子に対向しないのは確定しても、他の色は対向するものがあるのである。したがって、少なくとも1色が対向すれば足りるとの解釈もありえなくはない。

しかしながら、全色向かい合わせずに、何色かを複数発光させたり消灯させたりして発光のバリエーションから演算で着脱を求めるとであれば、このような請求項にはならないように思われる。加えて、何色かを

複数発光させたり消灯させたりして発光のバリエーションから演算で着脱を求めるということであれば、やはり、本件明細書に書かれている実施例よりも一段進んだ思想が含まれているため、やはり、その点は何らかの実施例が必要であり、せめて、何らかの示唆が必要であるように思われる。この点、本件明細書にはそのような示唆はまったくない。そして、すべての色に対向させることと、一部の色に対向させて演算で求めることは単なる上位概念と下位概念の関係にはとどまらないように思われる。したがって、このような一部の色に対向させて演算で求めることまで含めるとかなり広い特許権となり、やや無理があるように思われる。

また、明細書や図面の記載(実施例等)を総合すれば、対向させないインクタンクがあつて、他の対向しているインクタンクの光量から演算で求めるなどということは、出願時には(特許時を含めても)、意識の外であつたように思われる。

したがって、これらの点からみても、また、また実施例からみても、全色が受光素子に対向して、全色で発光し、その光の受光をしなければ技術的範囲には含まれないとの解釈のほうが妥当のような感じがするのである。筆者には技術的範囲には含まれないとの解釈のほうが有利であるように思われるところである。

## ②事件の帰趨

以上の「対向(する)」の問題が、第二事件・第三事件では争点となっていたようであるが、結局、第二事件は裁判上の和解で終了しており、第三事件は訴訟取下げ(被告同意)で裁判は終了している。おそらく、第二事件に、第三事件や後述する第四事件も和解条件に含まれているのだと解される(第三事件の取下げは同日、第四事件の取下げは翌日である)。とはいえ、和解内容は第三者にとっては不明である。

第二事件の和解にあたって、裁判所の心証開示があつたかどうか不明である。しかし裁判所の心証開示があつたとすれば、上記の「対向(する)」の問題なども話題に上がったと考えられるが、これによって非侵害とされた可能性もあるし、他の部分で非侵害が認められたのかもしれない。また、後述する第四事件の経過が影響したのかもしれない。

この和解や取下げ等を受けての反応であるが、公開情報としてXのホームページ<sup>(16)</sup>は、かつて第一事件で勝訴が確定したときについては、すぐさま、勝訴確定をプレスリリースで説明をしていたのに対し<sup>(17)</sup>、今

回の和解については完全に沈黙している。もちろん和解内容については述べられない部分もあるが、勝訴的和解かどうか程度は述べてユーザーへの情報提供に努めることが多いことを考えれば、沈黙することが敗訴的和解であることを示唆しているように考えられる。

一方で、販売元の Y2 のサイトにおいてはそのトップページに、「プレジール製品に関する訴訟の解決について」との記載が目立つ位置にあり<sup>(18)</sup>、その部分をクリックすると、「プレジール製品に関する訴訟の解決について」と題する 2013 年 6 月 21 日付の文書がある<sup>(19)</sup>。ここでは、「全ての訴訟が円満に双方の訴訟取下により解決しましたので、ご報告申し上げます。」<sup>(20)</sup>、「プレジール製品に関しましては、これまでも他社の権利を抵触することのない問題のないものを販売して参りましたが、これらの訴訟の取下により、今後も引き続きより安心してお使いいただけることになりました。」<sup>(21)</sup>とある。このような記載からすると Y らにとっては勝訴的和解である旨がみてとれるところである。

#### (4) 第二事件・第三事件に関するコメント

当該 Y2 の記載、及び、上記 X の沈黙からすれば、本件一連の紛争において、少なくとも第二事件・第三事件以降は Y らの完全勝利であると考えざるをえないところである。すなわち、この和解及び取下げによって、関連製品については特許権非侵害の確認ならびに差し止め不存在の確認、または、実施権の許諾のどちらかがなされたことは間違いないと考えられる。すなわち、X にとっては敗訴的和解、Y らにとっては勝訴的和解であることは間違いないと考えられる。X は互換品の参入を事実上認めた（認諾した）という結論にならざるをえない。

もし、そうでなければ、このような Y2 のホームページの記載はないだろうし、また、Y らが原告側（または請求人側）に立っている訴訟を取り下げるとは考えにくいからである。また Y らは後述する第四事件についても取り下げているが、第四事件も、筆者の主観ではあるが、Y らが押し気味であったように思われ、Y らからみて判決まで突き進む障害はまったくないと考えられ、取下げのタイミングではないように思われるからである。

以上のことからすれば、少なくとも第二事件・第三事件で侵害被疑物件とされた製品についてはすべて Y らによる実施が可能になったと考えるのが自然で

ある。また第一事件と第二事件の対象物件の関係が、両者同じ型番であり、いまひとつわかりにくいのが、こちらは実施許諾ということで取り扱われることになったのかもしれない。

以上の状況をみれば、他の企業との間でもすでにそうなっているのかもしれないが、少なくとも Y らの存在により、今回の対象製品に関連する X 製のプリンター向けのインクタンクについて、X の独占状態は終わっていることになると考えられるところである。

## 7. 第四事件～独占禁止法事件

以上の特許権侵害についての訴訟をここまで検討してきたが、もうひとつ、両者間で係争されてきた第四事件としての独占禁止法事件<sup>(22)</sup>についても検討したい。

かかる事件は、平成 23 年 11 月 2 日に原告として Y1 と Y2（なお、本第四事件については「Y ら」とは Y1 と Y2 の二者を指す）が X を被告として独占禁止法違反で提訴したものであり、同日付のプレスリリースにもこのことは掲載されている<sup>(23)</sup>。また訴訟を提起した裁判所は大阪地裁であり、東京地裁ではない。いわゆるホームアドバンテージを意識しプレジール社の本拠地を選んだのであろうか。または、東京と異なる判断を求める意図もあったのだろうか。事件番号（訴訟番号）は大阪地裁平成 23 年(ワ)第 13665 号であり、同裁判所の民事第 4 部（松田亨裁判長他 2 名）に係属していた。

筆者にとってはこの第四事件は非常に興味深いものであった。そして、その提訴の理由がいたって興味深いのである。それは、X のプリンターの一部機種における受光素子（上記第一事件・第二事件・第三事件で登場するもの。請求項 1 と訂正後の請求項 3 における「受光手段」に相当するもの。つまり光センサーである。）の前段に X が赤外線フィルターを搭載したことを理由とするものである。したがって、請求の趣旨としては、その赤外線フィルターを搭載してはならない、とするものである。

すなわち、こういうことである。平成 23 年 11 月といえば、上記第一事件は特許権侵害であることが最高裁にて確定して終結した直後である。一方、第二事件や第三事件は係争中であったが、一応、第一事件において Y らの行為が特許権侵害であるとされた直後となる。

したがって、Y らは、製品への LED 搭載をやめ、こ

れを赤外線 LED に変更した製品をリリースしたようである<sup>(23)</sup>。ここが実に興味深いし、また、Y らのインクタンク互換品事業参入への執念を感じるのである。つまり、どうやら赤外線 LED は、人間の目には見えないものではあるが、X の本体に搭載された (LED からの光を受光するための) 受光素子はこれに反応するようなのである。結果、光照合処理のみについていえば X 製のプリンターは正しく動作する、ということのようである。これは後から考えれば、なるほどと思うところであり、かつ理解できるところである。しかし、これはある種盲点でもあろう。この点 Y らに感心し、恐れ入る感が強い。X にとってもこの点は盲点であったかもしれない。X の明細書や X のプリンターの設計において (当初) 赤外線 LED はノーマークなのである。

この点、X の本件特許権の請求項 1 や訂正後の請求項 3 には「発光部」とある。この「光」の中に赤外線が含まれるかどうか。一般的には光とは可視光を指すであろうが、「光」の解釈の中に赤外線が入らないともいえない。

しかしながら、X の本件特許権の明細書を見れば、「ユーザへの情報提供 (後述する LED の発光)」(0022 段落)、「ユーザに対しても、第 1 発光部 101 を兼用してインクタンク 1 に係る所定の情報を直接提示することが可能となる… (中略) …ユーザはその発光状態を目視することによりインクタンク 1 に係る所定の情報を認識することが可能となる。」(0036 段落)、「以上述べた構成は例示であって、第 1 発光部 101 を兼用して記録装置およびユーザに対しインクタンク 1 に係る所定の情報を提示することが可能であれば、適宜の変形を行うことができる。」(0039 段落) などとあり、その他多数の部分で、ユーザが視認することを意識した記載がある。したがって、明細書を通じて LED は可視光であることが前提であり、また、LED とユーザへの情報の提示は発明の効果 (の 1 つ) であることを発明者が認識かつ表明していることが上記 (0039 段落) からいえると解される。したがって、発光部を赤外線 LED まで含むとの主張はさすがに難しいと考えられる。

また、作用効果が異なるため、均等論の適用もないであろうし、しいていえば不完全利用<sup>(24)</sup>の考え方には包含されうるともいえようが、不完全利用の考え方について現在は権利範囲に含まれないのが裁判例<sup>(25)</sup>や通説の考え方であると解される。また、明細書の中で

「発光部」の意義として赤外線 LED については明らかに意識的除外をしているといえるし、光照合処理とユーザへの視認を兼用してはじめて効果であるとも考えられるのでそれ以外は自由技術であると考えられ、やはり「発光部」の中にユーザ視認が不可能な赤外線 LED を含めることは無理であると思われる。この点、X もかかる赤外線 LED の搭載品については訴訟を提起していることを筆者は確認できない。赤外線 LED 搭載品は他の構成が同じであっても非侵害といわざるをえない。(もっとも純正品に対する競争力は落ちるのではあるが。)

このような状況の中で Y らによる赤外線 LED 搭載インクタンクについては、ユーザーによる視認はたしかにできないが、いわゆる光照合処理、すなわち、誤装着防止の処理は X によるプリンタ本体において赤外線を受光素子にて“受光”できるため、普通に X 製プリンターの実機で動作させることができるようである。よって、このことへの対抗手段として、X は受光素子の前段に赤外線フィルターをつけ、赤外線 LED 搭載品を排除しようとした、とするのが Y らによる X に対する提訴理由である。この赤外線フィルター搭載というのも、今度は、X の、参入させないとの執念を感じ、筆者には非常に興味深いところである。

これに対して、X は Y が述べるその搭載理由について否定する。X は一部製品への赤外線フィルター搭載については認めたくえて、その理由として、純正品インクタンク側の一部の型番の品の発光部 (LED) をコストダウン品に置き換えることとしたが、その発光する周波数のスペクトルに意図しない周波数帯のものがあられ、誤動作をする可能性があり、この意図しない周波数帯の光を除去すべく赤外線フィルターを搭載した旨を主張した。

しかしながら、Y らはこの主張は成り立っていない旨を指摘する。それは純正品インクタンクの一部の型番の品は、それまでに発売されてきた赤外線フィルター搭載のないプリンター本体の機種にも使用され、それらのプリンター本体はもはや販売された後であるから、そのような誤動作をする可能性のあるコストダウン LED 搭載のものは発売不可能である旨を指摘した。筆者もこの意見には同感であり、コストダウン品の LED 搭載品たるインクタンクをリリースするという主張は明らかに破綻していると思われる。さすがに、X にとって、この赤外線フィルター搭載は若干の

勇み足だったのではないと思われる。

このような主張などがなされた展開の中で、第四事件は、Yらによる訴訟の取下げ（Xの同意あり）で訴訟が終結している。第四事件の訴えの取下げについては平成25年5月23日であり、上記第二事件の和解及び上記第三事件の取下げの翌日となっている。したがって、本事件の取下げも上記第二事件の裁判上の和解の一環であることが推測されるところである。

第四事件であるが、上記やりとりからすれば、筆者はYらが有利な状況にあるところで訴訟取下げに至ったように感じている。実際の裁判所の心証がどうあったかはわからないが、後述もするが、かかる独占禁止法たる第四事件はぜひ判決に至って欲しかった感もある。

## 8. 考察及びまとめ

以上、第一事件から第四事件まで述べてきたが、若干の考察とまとめを行ってみたい。

### (1) 消耗品についての特許権権利行使と独占禁止法

まず、消耗品についての特許権等の権利行使と独占禁止法の関係をもう一度しっかり議論すべきなのではないかと考える。

現在の枠組みは、1つ目は、上述した独占禁止法21条による、特許法による権利の行使と認められる行為には同法を適用しない旨の法文である。そして、もうひとつは上述した、公正取引委員会の見解である<sup>(26)</sup>。公正取引委員会はかつてXのレーザープリンターに競合品を排除するためのICチップが搭載されているとの疑いを持って査察を行っている。その後の見解で公正取引委員会は見解を提示している<sup>(27)</sup>。その見解「レーザープリンターに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方」によれば、『近年、レーザープリンターに使用されるトナーカートリッジ（以下「カートリッジ」という。）にICチップが搭載される事例が増えている。レーザープリンターのメーカーがその製品の品質・性能の向上等を目的として、カートリッジにICチップを搭載すること自体は独占禁止法上問題となるものではない。しかし、プリンターメーカーが、例えば、技術上の必要性等の合理的理由がないのに、あるいは、その必要性等の範囲を超えて

① ICチップに記録される情報を暗号化したり、そ

の書換えを困難にして、カートリッジを再生利用できないようにすること

② ICチップにカートリッジのトナーがなくなった等のデータを記録し、再生品が装着された場合、レーザープリンターの作動を停止したり、一部の機能が働かないようにすること

③ レーザープリンター本体によるICチップの制御方法を複雑にしたり、これを頻繁に変更することにより、カートリッジを再生利用できないようにすることなどにより、ユーザーが再生品を使用することを妨げる場合には、独占禁止法上問題となるおそれがある（第19条（不公正な取引方法第10項〔抱き合わせ販売等〕又は第15項〔競争者に対する取引妨害〕の規定に違反するおそれ）。

なお、前記の考え方は、インクジェットプリンターに使用されるインクカートリッジにICチップを搭載する場合についても、基本的に同様である。』<sup>(28)</sup>とするのである。

本事件の第四事件も基本的に上記見解を前提に提訴されており、現在、かかる上記見解がこの問題における憲法のようになっていると見える。

しかしながら、まず、上記見解を絶対視してよいのか、という点から考え直してもよいのではあるまいか。上記見解は、公正取引委員会の一応の見解であり、結果としてある種独占禁止法の解釈論にすぎないのではないか。そしてこのような事案について司法判断があってそれが確定した、という例はいまだ見当たらない。したがって、この考え方が真に正しいのかどうかを考え直してもよいのではあるまいか。その旨、Xが主張することも問題はないのではあるまいか。

あえて、プリンターメーカー側の立場から述べるならば、暴論かもしれないが、インクジェットプリンターという市場を創出したのはプリンターメーカーなのであるから、その創出した市場を独占するのは問題ないではないかとの考え方も主張できないか。もし、プリンターメーカーがインクジェットプリンターという市場を創らなければインクタンク市場というものは存在しないわけであるから、インクジェットプリンター市場を創造している以上、独占も問題なし、という考え方である。

次に、競争という観点から考えるならば、インクジェットプリンターの新製品を創出すれば、それとセットでインクタンクに参入することができるのであ

るから、それで足りるではないかということもいえないか。すなわち、インクジェットプリンターとインクタンクのセットで参入・競争する自由が保障されるのであれば、対応インクジェットプリンターへのインクタンクは独占を保障してもよいのではないかとの考え方はできないだろうか。(もっともこの場合、現時点でインクジェットプリンターの参入は、やはり特許権やノウハウ等の理由で難しいのであろうが。)

もうひとつは、プリンターメーカーは、インクタンクだけでなく、本体側の開発にも注力しなければならないから、インクタンクだけで競争するほうが有利であるとの考え方もできないか。

その一方で、インクタンク単体でも自由競争であるべきだという考え方はもっともだし、消耗品ビジネスで高値となることへの批判もある。また、プリンターメーカーは、仕様を決めることができるがゆえに、インクタンク市場でのたたかいにおいて有利だとの考え方もある。

このように、上記公正取引委員会の考え方をたたき台にはすれども絶対視はせずに、このあたりをすべて含めて、いま一度、消耗品ビジネスのあり方を検討すべきではないだろうか。

しかしながら、この消耗品ビジネスの問題については、消耗品が一般的に高値であるとの批判が前提になっている。したがってメーカー側の利益を保障しつつも、なによりも需要者が適正な価格で購入できることを考慮しなければならないことはもちろんであろう。

加えて、上記公正取引委員会の考え方を前提としても(前提としなくとも)、独占禁止法21条の解釈もまた、消耗品について考えるべきなのではないか。

すなわち、上述したとおり、同条の特許権の権利行使には独占禁止法の適用がないというのは当然のことであるが、本件のような代替技術開発への努力のしようがないインターフェース発明に係る特許までこれに含めてよいか。また、仮にインターフェース発明に係る特許まで含めてよいとしても、その発明の内容は議論しなくてもよいか。発明の内容がおそらくはじめに参入阻止ありきで、また退歩的発明であり、後から課題と効果を設定したような発明でもこれに該当するのか。しかし裁判所がこれを判断してもよいのか、といった点も議論をすべきであろう。

もっとも議論への問題提起はしているが現時点では筆者に、自信をもって提示できる解はなく、今後の課

題とさせていただきたい。

今回、第四事件が提起されるに至り、同訴訟で上記の議論が深まることを筆者は期待した。しかし結果は、Xは正面から独占禁止法の規制意義には踏み込まず、和解(取下げ)の道を選択した。この点は若干残念である。「Xが創造した市場なのであるから、Xの独占は当然である」旨の主張を正面から行うことはやはり難しかったであろうか。また、敗訴した場合のリスクがあまりにも大きいということもあろうか。これで敗ればXへの批判はきわめて大きくなり、Xの消耗品ビジネスは壊滅的になるとも考えられるからである。

## (2) 携帯用ゲーム機との関係

また、筆者が思うのは携帯用ゲーム機との関係である。携帯用ゲーム機については、その携帯用ゲーム機メーカーによるソフトウェアへのプロテクトがかかっており、携帯用ゲーム機メーカーの許諾を得たソフトウェアしか動作しない。したがって自主制作ソフトウェアは事実上参入できない。このことについて上記消耗品と比較して考えるのは筆者の誤りであろうか。

いわゆるマジコンと呼ばれる機器があったが、同機器を使用すれば自主制作ソフトが利用できるとの指摘があった。しかしこのマジコンは不正競争防止法2条1項10号で禁止される旨の下級審判決がなされ<sup>(29)</sup>、近年同号には刑事罰まで科されるようになった<sup>(30)</sup>。このことは刑事罰まで科してメーカーの独占そして法的根拠なき許諾権(ある意味機器メーカーによるソフトウェア産業の統制)を守っているということになる。(もっとも、このことは、違法な複製を行った海賊版ソフトを携帯用ゲーム機で動作させないという大義名分はある。だが、海賊版ソフトについては著作権(複製権、公衆送信権)で取り締まることはできるのである。)

しかしながら、このことは上記消耗品問題と矛盾しないか。消耗品問題ではプロテクトをかければ独占禁止法違反であるといわれているのに対し、ソフトウェア問題ではプロテクトをかけるほうを護っている。よって、この点についても検討を加える必要があるのではないかと思うのである。

## (3) 再生品による参入と独自設計品による参入

以前、消尽論の適用を期待した再生品がリリースされ、最高裁判決に至ったことは記憶に新しいが<sup>(31)</sup>、今回の互換品は独自設計品であるがゆえに、非常に好感

がもてるところである。

再生品の場合、リサイクルであるがゆえに特許は制限されるべきだ、との主張がなされるが、この点については筆者には違和感がある。また前記再生品の場合、再生品としては価格が高価であるようにも感じられた。しかしながら、今回、Xの特許権を回避した新製品をYらが投入したことは大いに評価されるべきであると考ええる。今回、Xとしても武器たる特許権として多く所有するであろう構造特許を行使することができなかったがゆえに、ただ1つのインターフェース発明に係る特許で対応するしかなかったのであろうと推測される。この点YらはXの特許網をかいくぐる開発を行ったと考えられ、筆者には感じるものがある。

今回、Yらは、Xがかつて有していた同じ課題に対して、Xの特許権を回避しつつ、独自設計による互換品の姿を見せてくれた。そのエネルギーに敬服するしだいである。そして、Yらによる製品に搭載されたタツノオトシゴ状部材の存在など(上記図2参照)、これが特許網をかいくぐった形状なのかと考えるにある種感銘を受けるところである。

#### (4) おわりに

上記一連の訴訟等において、Xからは是が非でも参入させないという強い意思が感じられ、Yからは是が非でも参入するという強い意思を感じる事ができた。まさに両者死力を尽くした闘いを見せられた感があり、感ずるところがあった。結果としては、事実上Xの認諾した互換品の誕生という結果に終わったように考えられるが、今後のXとYらの発展に期待するところである。

尚、末筆ながら本稿は、判決、審決、その他公開情報を基に成り立っていることをここに付言する。XやYらへの取材をして得た情報や秘密情報というのはここには含まれていない。そのため、筆者の意見や見解、推測が誤っているところもあるだろうし、判決がないがためにわからないところや取材が不十分などところもあることをここにお断りしたい。興味のある方は各自で追加の調査や考察を行っていただければ幸いである。

以上のことをもって本稿を終わることとする。

#### 注

- (1) 液体収納容器(消尽)事件(インクタンク事件)  
最高裁判所第一小法廷平成19年11月8日判決、平成18

年(受)第826号、最高裁判所民事判例集61巻8号2989頁。  
原審=知財高裁平成18年1月31日判決、平成17年(ネ)第10021号、最高裁判所民事判例集61巻8号3103頁。第一審=東京地裁平成16年12月8日判決、平成16年(ワ)第8557号、最高裁判所民事判例集61巻8号3050頁。

同事件最高裁判決の筆者の評釈として、帖佐隆「判例評釈 インクタンク(液体収納容器)事件【最高裁判決】使用済みインクタンクにインクを充填する行為と消尽理論」特許ニュース(財団法人 経済産業調査会)No.12171(平成19年12月27日号)2007年12月 1頁-16頁がある。

また、同事件高裁判決の筆者の評釈として、帖佐隆「判例評釈 インクタンク(液体収納容器)事件【高裁判決】使用済みインクタンクにインクを充填する行為と消尽理論」特許ニュース(財団法人 経済産業調査会)(上)=No.11726(平成18年3月8日号)2006年3月 1頁-12頁(下)=No.11727(平成18年3月9日号)2006年3月 1頁-16頁がある。

さらに、同事件地裁判決の筆者の評釈として、帖佐隆「判例評釈 インクタンクに再度インクを充填する行為は特許権侵害ではないのか? インクタンク(液体収納容器)事件」特許ニュース(財団法人 経済産業調査会)No.11637(平成17年10月21日号)2005年10月 1頁-13頁がある。

さらに関連して、筆者によるものとして、帖佐隆「リサイクル製品と特許権の消尽(知的財産法制度の課題と検証⑦)」知財ぷりずむ(財団法人 経済産業調査会 知的財産情報センター)Vol. 5 No.52 2007年1月 107頁-118頁がある。また、帖佐隆「液体収納容器(インクタンク)事件、知財高裁判決を受けての一考察」パテント Vol. 59 No.5 2006年5月 77頁-84頁がある。

- (2) 無効2009-800101号の経緯(対象特許第3793216号)  
特許無効審判請求…平成21年5月19日。  
その審理において訂正請求あり。  
第一次審決…平成22年1月26日(起案日)(訂正認容、請求項1ないし7の無効審決。)  
審決取消訴訟…知財高裁平成23年2月8日判決、平成22年(行ケ)第10056号。(上記審決取消判決)  
同上告審…最高裁第一小法廷平成23年9月29日決定、平成23年(行ヒ)第193号(上告不受理決定)  
差し戻し第二次審決平成23年11月15日(起案日)(請求項1及び訂正後請求項3等について訂正認容、請求不成立。)  
審決確定日…平成23年12月26日(請求不成立、請求項1及び訂正後請求項3等について訂正確定)
- (3) キヤノンホームページ内「インクジェットプリンタのインク残量検知機能について」  
2014年1月16日更新(文書番号:Q000024593)  
<http://cweb.canon.jp/e-support/faq/answer/inkjetprinter/24593-1.html>
- (4) 前掲注3「インクジェットプリンタのインク残量検知機能について」  
(5) 前掲注2参照。  
(6) 前掲注2参照。

- (7) 事件番号（訴訟番号）等は後述の5(2)参照。
- (8) 公正取引委員会「キヤノン株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」（平成16年10月21日）  
<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286894/www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/04102102.html>、及び、  
〈別紙〉「レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方」  
<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286894/www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/04102102-besshi.pdf>
- (9) 前掲注1 液体収納容器（消尽）事件（インクタンク事件）。前掲注1参照。
- (10) 特許第3278410号特許権  
優先日＝平成10年5月11日、出願日＝平成11年4月27日、登録日＝平成14年2月15日。  
本文中記載のとおり、液体収納容器（消尽）事件（インクタンク事件）<sup>(1)</sup>の対象特許である。
- (11) 事件番号（訴訟番号）等は後述の6(2)参照。
- (12) 前掲注2参照。
- (13) 「対向」（デジタル大辞泉）Web  
<http://dictionary.goo.ne.jp/leaf/jn2/133033/m0u/%E5%A%BE%E5%90%91/>
- (14) 「対向」（大辞林 第三版）Web  
[http://kotobank.jp/word/%E5%AF%BE%E5%90%91?dic=daijirin&oid=DJR\\_taikou\\_-140](http://kotobank.jp/word/%E5%AF%BE%E5%90%91?dic=daijirin&oid=DJR_taikou_-140)
- (15) 「対向」（類語例解辞典）Web  
<http://dictionary.goo.ne.jp/leaf/thrsrs/2038/m0u/>
- (16) Xのホームページ  
<http://canon.jp/> 以下。
- (17) Xのホームページでの第一事件の勝訴確定のプレスリリースの説明。  
キヤノン株式会社 キヤノンマーケティングジャパン株式会社「インクジェットプリンター用カートリッジの特許侵害訴訟の判決確定について」（2011年10月11日）  
<http://web.canon.jp/pressrelease/2011/p2011oct11j.html>
- (18) Y2のサイトのトップページ  
<http://www.e-plaisir.co.jp/>
- (19) 「プレジール製品に関する訴訟の解決について」（2013年6月21日）  
<http://www.e-plaisir.co.jp/news-backnumber/20130621.pdf>
- (20) 前掲注19に記載。ここでは、その解決の内容は、第二事件、第三事件、無効審判の無効2011-800230事件とこれに対する審決取消訴訟事件、及び無効審判の無効2012-800068事件とこれに対する審決取消訴訟事件、及び、第四事件であることが記載されている。
- (21) 前掲注19に記載。
- (22) 事件番号（訴訟番号）等は本文中7の後述する中で記載。参照。
- (23) おそらく PLE-CA07\*\* シリーズや、PLE-CA09\* といった型番であると思われる。

例えば = <http://www.e-plaisir.co.jp/products/canon/ple-ca07ec.html>

例えば上記 URL 等において、これらシリーズには、「本製品の発売を持ちまして旧製品の製造を中止とさせて頂き、今後順次他の製品についても新構造を採用してまいります。」の記載が HP にある。したがって、この記載からすれば、赤外線 LED 品をやめて LED 品に戻す方向であることがうかがえる。LED 品の販売を X が認諾し、赤外線 LED 品を売る必要がなくなったことが考えられる。

一方で、X が搭載したとされる赤外線フィルターは除去されてはいないのであろうか。

また、Y3 のホームページ (<http://blog.sup.tv/article/13904980.html>) によれば、2011 年 02 月 09 日付で「プレジール製品に対する平成 23 年 2 月 8 日の知財高裁判決について」と題する記事があり、「販売差止の対象となりましたプレジール 7e シリーズ 6 機種（PLE-C09B を除く PLE-C07 シリーズ）につきましては、上記特許に抵触しない後継製品の開発を完了しており、新製品として PLE-CA07 シリーズの販売を開始致しました。従いまして、旧製品（PLE-C07 シリーズ / PLE-C09B）の販売につきましては終了させて頂きます。」とある。したがって、一旦は、赤外線である PLE-CA07 シリーズへと移行しつつ PLE-C07 シリーズ等は中止の方向へ向かったことがうかがえる。

#### (24) 不完全利用論

高林龍『標準特許法』第4版（2011年）162頁-165頁、吉藤幸朔『特許法概説』第11版448頁-452頁あたりに詳しい。かつては、これを採用して侵害とした下級審裁判例もあったが、現在は非侵害であるとするのが通説・裁判例である。

(25) 不完全利用論を適用して侵害とした裁判例は、ブロック玩具事件＝大阪地裁昭和43年5月17日判決、昭和42年(ワ)第3553号、下級裁判所民事裁判例集19巻5・6号303頁があり（実用新案権の事案）、侵害を否定した裁判例は、ドアヒンジ事件＝東京地裁昭和58年5月25日、昭和55年(ワ)第1971号、無体財産権関係民事・行政裁判例集15巻2号396頁がある。

(26) 前掲注8参照。

(27) 前掲注8 前段資料参照。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286894/www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/04102102.html>

(28) 前掲注8 後段資料参照。

<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286894/www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/04102102-besshi.pdf>

(29) 東京地裁平成21年2月27日判決、平成20年(ワ)第20886号、最高裁ホームページ。

東京地裁平成25年7月9日判決、平成21年(ワ)第40515号・平成22年(ワ)第12105号・平成22年(ワ)第17265号、最高裁ホームページ。

(30) 平成二三年六月八日法律第六二号による改正。改正後の不正競争防止法21条2項4号。

(31) 前掲注1参照。

(原稿受領 2014. 3. 4)